

仕 様 書

1 名 称

令和 7 年度市立高校生等心臓検診業務

2 業 務 内 容

- (1) 実施日程に係わる調整
- (2) 検査に係わる事前準備
- (3) 心電図検査の実施
 - ア 検査の実施
 - イ 未検者へのフォロー
 - ウ 結果の取りまとめ
- (4) 心臓検診判読委員会に諮る資料作成及び参加
- (5) 検査結果に係る学校への通知等作成
- (6) 検査結果の報告

3 履 行 期 間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

4 検 査 対 象 者 ・ 学 校 所 在 地

- (1) 検査対象者
市立高等学校・支援学校高等部の第 1 学年全員、中等教育学校第 4 学年全員、市立夜間中学の令和 7 年度入学者全員
- (2) 検査対象予定者数
高等学校 2,395 人（高等支援学校第 1 学年、支援学校高等部第 1 学年、中等教育学校第 4 学年を含む）、夜間中学 120 人
※人数は予定であるため、増減する可能性がある。
- (3) 学校所在地 「学校所在地一覧」（別紙 1）のとおり

5 実 施 時 間 及 び 日 程 に 係 わ る 調 整

- (1) 委託者と協議のうえ、「令和 7 年度高等学校健康診断日程表」（別紙 2）の日程に基づき、受託者が実施に要する具体的な検診時間を検討し、契約締結後速やかに委託者へ報告すること。
- (2) やむを得ない事情により別紙 2 の日程での実施が困難となった場合は、契約期間内で新たな日程を委託者と受託者の協議により決定すること。

6 検査に係わる事前準備

- (1) 次のアからウに示す器材について、別紙 2 の日程・時間帯の中で検診を終えることができるよう必要数を準備すること。
 - ア 心電図機器
 - イ 衝立
 - ウ 検査ベッド
- (2) 別紙 2 の日程・時間帯の中で検診を終えることができるように、(1)の器材、人員等を配分すること。
- (3) 必要器材は、次のアからエに示すことに留意すること。
 - ア 心電図機器
12誘導対応のものとする。
 - イ 衝立
 - (ア) 衝立は検査ベッド 2 台につき 1 セットを受託者が用意すること。
 - (イ) 衝立 1 セットは、心電図機器 1 台に対しベッド 2 台の四方及びベッド間を遮蔽できるものを用意すること。
 - ウ 検査ベッド
 - (ア) 検査ベッドは生徒が横になり検査を実施できるような長さとし、幅は75cm以上とすること。
 - (イ) 検査ベッドの上に敷く毛布（厚みがあるものが好ましい）は、受託者が用意すること。
 - (ウ) 学校が検査ベッドとして使用する机の一部又は全部が準備できない場合には、受託者が学校と調整のうえ不足分の検査用ベッドを準備すること。なお、基本的には学校が心電図機器 1 台につきベッド 2 台分の机を準備する。
 - エ 器材の搬入
衝立、検査ベッドの搬入は、事前に学校と調整のうえ検査実施日の前日までに行うこと。
- (4) 検査の実施手順については、概ね 7～10 日前までに学校の担当者へ確認し、必要があれば調整を行うこと。学校により検診会場とする教室が異なるため、会場環境等を適宜確認すること。
- (5) 委託者から事前に「心臓検診連名簿」別紙 3 を Excel ファイルで受領すること。受領方法は契約締結後、委託者と調整すること。

7 心電図検査の実施

- (1) 検査の実施
 - ア 別紙 2 に従って心電図検査を実施すること。
 - イ 検査実施日に、各学校の検診担当者と打合せのうえ、検査会場の設

営を行うこと。

ウ 検査実施日に、学校から別紙 3 及び「心臓検診の事前調査票」（別紙 4）を受領すること。受領後、別紙 4 に、別紙 3 と共通した検査番号を受託者が記入すること。なお、別紙 4 は、受検者本人が各自で持ち、検査順に受託者が回収する方法となるため留意すること。

エ 学校での心電図検査実施は臨床検査技師または医師が実施し、同検査の所見確認は医師が行うこと。

オ 学校での検査終了後、受領した別紙 3 及び別紙 4 に対する受領書を学校に提出すること。

カ 検査に従事する者は感染症対策に留意すること。

(2) 未検者のフォロー

検査実施日に未検となった者を対象としたフォロー検査期間を設定し、受託者の指定する施設で実施すること。詳細の日程等は委託者と協議のうえ決定すること。

参考：令和 6 年度フォロー期間 4 月 15 日～ 4 月 24 日

5 月 13 日～ 5 月 24 日

(3) 結果の取りまとめ

ア 回収した別紙 4 の記載内容を確認し、問診項目の合計点数が 10 点以上の者を選別すること。

イ 心電図検査の結果所見がある者及びアで選別された者について、別紙 3 に結果を記入すること。

8 心臓検診判読委員会に諮る資料作成及び参加

- (1) 委託者が主催する「心臓検診判読委員会」（※令和 6 年度開催実績 3 回。令和 6 年度も同様の開催日数を想定。1 回あたりの開催時間は 1 時間程度を想定。）に参加すること。
- (2) 短時間で相当数の資料を判読できるよう、委員会開催前に、受検者毎に別紙 4 と心電図検査資料をセットにし、学校ごとに分類しておくこと。委員会開催中も判読委員に対し速やかに資料提示が行えるように準備すること。
- (3) 一堂に会して心臓検診判読委員会を開催することが困難な場合は、委託者と協議のうえ、委員が各自で判読できるよう検査資料の受け渡しを行うこと。

9 検査結果に係る学校への通知等作成

心臓検診判読委員会の判定結果を受領し、速やかに学校別の判定人数を記載した集計表を作成するとともに、各学校への結果通知を作成し、判読結果を記録した別紙 3 及び別紙 4、心電図検査資料（心臓検診判読委員会によるスクリーニング対象となった生徒のみ）を各種鑑文等とあわせて封詰めし、委託者へ送付する

こと。なお、集計表、各学校への結果通知、各種鑑文の様式、封筒は、契約締結後引き渡す委託者の指定するものを使用すること。

10 検査結果の報告

- (1) 全検査終了後、速やかに学校ごとの受検者数と検査結果を集計し、完了届とともに委託者へ報告する。
- (2) 全ての検診結果が入力されたExcelファイル形式の別紙3を、委託者へ提出すること。提出方法は委託者と調整すること。

11 個人情報の取扱

- (1) 「個人情報取扱安全管理基準」（別紙5）を遵守し、また、個人情報保護のため、「個人情報取扱安全基準適合申出書」（別紙6）を速やかに提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。
- (2) 個人情報取扱状況の確認のため、受託者は毎月「個人情報取扱状況報告書」（別紙7）を委託者へ提出すること。
- (3) 別紙5で規定されている「9 定期監査の実施」については、委託者が業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について実地検査を行うため、検査に応じること。

12 その他

- (1) 心電図検査に従事する臨床検査技師または医師について、契約締結後速やかに資格証の写しを委託者へ提出すること。
- (2) 検診実施方法（受検者の服装注意点、検診の流れ等）については契約決定後速やかに委託者と協議すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ行うものとする。

13 担当課

札幌市教育委員会学校教育推進課保健係 内潟
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル
TEL011-211-3841／FAX011-211-3852